

平成 25 年 6 月 7 日

第 2 回 定 例 会 議 案

登 米 市 議 会

議 員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について	4
報告第 2 号	事故繰越し繰越計算書について	9
報告第 3 号	平成 24 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	12
報告第 4 号	平成 24 年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	15
議案第 73 号	平成 25 年度登米市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 74 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 75 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 76 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 77 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 78 号	平成 25 年度登米市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 79 号	平成 25 年度登米市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 80 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 81 号	登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について	17
議案第 82 号	登米市税条例の一部を改正する条例について	19
議案第 83 号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第 84 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	25

議案第 85 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	28
議案第 86 号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について	30
議案第 87 号	登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案第 88 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第 89 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について	35
議案第 90 号	訴えの提起について	36
議案第 91 号	字の区域を新たに画することについて	37
議案第 92 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について	38
議案第 93 号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について	39

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施孝尚

住 所	登米市豊里町 [REDACTED]
氏 名	及 川 英 一
生年月日	[REDACTED]

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市登米町 [REDACTED]
氏 名	佐 竹 孝 喜
生年月日	[REDACTED]

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市石越町 [REDACTED]
氏 名	高 橋 伸 子
生年月日	[REDACTED]

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

平成24年度登米市一般会計予算及び登米市下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施孝尚

平成24年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業	1,250,000	1,250,000					1,250,000
		まちづくり活性化事業	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業	5,877,000	5,877,000					5,877,000
		老人福祉一般管理事業	30,000,000	30,000,000		30,000,000			
	2 児童福祉費	児童福祉施設管理事業	17,059,000	14,363,000		5,172,000			9,191,000
	5 災害救助費	災害救助事業	550,284,000	550,284,000		495,256,000			55,028,000
4 衛生費	1 保健衛生費	保健施設管理事業	9,059,000	—					
		環境衛生施設管理事業	1,500,000	1,500,000					1,500,000
		住宅用太陽光発電システム設置事業	800,000	240,000					240,000
	2 清掃費	廃棄物処理施設整備事業	21,047,000	21,047,000		11,660,000			9,387,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業災害復旧支援事業	17,571,000	7,080,000		7,080,000			
		農業振興事業	100,000,000	100,000,000		100,000,000			
		畜産振興事業	3,500,000	3,061,000					3,061,000
		園芸振興事業	4,685,000	—					
		基幹水利施設管理事業	16,800,000	16,800,000		10,920,000		2,940,000	2,940,000
		農道整備事業	56,987,000	40,748,000	60,000		36,500,000		4,188,000
7 商工費	1 商工費	商工業災害復興支援事業	45,858,000	45,858,000					45,858,000
	2 観光費	公園等管理事業	2,800,000	2,044,000					2,044,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	
		観光施設管理事業	1,600,000	—						
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	19,278,000	19,033,000					19,033,000	
		道路新設改良事業	766,752,000	570,263,000	761,000	184,184,000	258,800,000		126,518,000	
		橋りょう維持補修事業	11,759,000	10,460,000					10,460,000	
	3 河川費	河川維持補修事業	7,300,000	6,481,000					6,481,000	
		石越駅周辺整備事業	22,965,000	22,965,000	5,000		20,000,000		2,960,000	
	4 都市計画費	景観形成事業	16,313,000	16,313,000		6,000,000	5,000,000		5,313,000	
		6 住宅費	住宅管理事業	1,607,000	1,607,000					1,607,000
			住環境リフォーム助成事業	1,600,000	400,000					400,000
	災害公営住宅整備事業		766,567,000	765,089,000				663,987,000	101,102,000	
9 消防費	1 消防費	防火水槽設置事業	8,925,000	7,620,000			4,600,000		3,020,000	
		消防ポンプ置場等整備事業	12,381,000	10,271,000	11,000		9,600,000		660,000	
		災害対策事業	10,395,000	10,395,000		10,395,000				
10 教育費	1 教育総務費	文化財保護事業	659,000	659,000				6,000	653,000	
	5 社会教育費	文化財保護事業	34,567,000	31,101,000				1,648,000	29,453,000	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	4,197,000	3,700,000					3,700,000	
		2 公共土木施設災 害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	760,623,000	752,560,000		524,445,000	98,300,000		129,815,000
			公立学校施設災害復旧事業	173,292,000	173,292,000		158,528,000			14,764,000
			社会教育施設災害復旧事業	118,252,000	116,204,000		70,064,000			46,140,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	4 その他公共施設 等災害復旧費	その他公共施設等災害復旧 事業	円 31,638,000	円 21,467,000	円	円	円	円 21,467,000	
	5 厚生労働施設災 害復旧費	民生施設災害復旧事業	18,686,000	18,686,000				18,686,000	
合 計			3,679,433,000	3,403,718,000	837,000	1,618,704,000	432,800,000	668,581,000	682,796,000

平成24年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 総務費	1 総務管理費	住環境リフォーム助成事業	1,200,000	450,000					450,000
	2 施設管理費	公共下水道施設舗装補修事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		浄化センター操作システム改築事業	5,985,000	5,985,000					5,985,000
		下水道台帳システムデータ更新事業	6,090,000	6,090,000					6,090,000
		汚水管渠移設事業	4,533,000	4,533,000					4,533,000
		農業集落排水施設舗装補修事業	3,500,000	3,500,000					3,500,000
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	162,148,000	126,347,000		46,000,000	70,200,000		10,147,000
		農業集落排水施設整備事業	458,306,000	448,585,000		197,301,000	237,200,000		14,084,000
4 災害復旧費	1 下水道施設災害復旧費	公共下水道施設災害復旧事業	29,400,000	25,967,000			3,800,000		22,167,000
		農業集落排水施設災害復旧事業	31,000,000	28,039,000			4,200,000		23,839,000
合 計			707,162,000	654,496,000		243,301,000	315,400,000		95,795,000

報告第2号

事故繰越し繰越計算書について

平成24年度登米市一般会計予算及び登米市下水道事業特別会計予算の事故繰越しについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

平成24年度 登米市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
8	土木費	土木総務一般管理事業	30,345,000	12,130,000	18,215,000		18,215,000					18,215,000	降雪の影響により、現地調査に不測の日数を要したこと、東日本大震災による復旧・復興事業に係る事業の集中により労働需要が急増したため、人員の確保に不測の日数を要したため。	
11	災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	13,219,500		13,219,500		13,220,000		11,300,000				1,920,000	東日本大震災による復旧・復興事業に係る事業の集中により、建設機材の需要が急増したため、建設機材の確保に不測の日数を要したため。
		公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	63,861,000	31,930,000	31,931,000				27,045,000				4,886,000
	住宅災害復旧事業		124,491,150	56,017,000	68,474,150	3,508,850	71,983,000		56,786,000		6,119,000		9,078,000	東日本大震災による復旧・復興事業に係る事業の集中により、建設資材の需要が急増したため、建設資材の確保に不測の日数を要したため。
	都市計画施設災害復旧事業		25,620,000	12,810,000	12,810,000	4,380,000	17,190,000		12,110,000				5,080,000	余震により掘削法面が崩落したことによる設計の見直しに不測の日数を要したため。
	文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧事業	10,794,000		10,794,000		10,794,000						10,794,000	低温と降雪の影響による試掘調査に不測の日数を要したため、これに伴う工法・設計検討が遅延したため。
		社会教育施設災害復旧事業	30,061,500	14,017,000	16,044,500		16,045,000		14,211,000				1,834,000	度重なる余震により、被害の確認調査を複数回行うこととなったため、これに伴う設計変更による不測の日数を要したため。
	厚生労働施設災害復旧費	衛生施設災害復旧事業	35,175,000	17,587,000	17,588,000	1,674,000	19,262,000						19,262,000	基礎地盤の確認に不測の日数を要したため、これに伴う設計の見直しによる不測の日数を要したため。
合計			333,567,150	144,491,000	189,076,150	9,562,850	198,640,000		121,452,000		6,119,000	71,069,000		

平成24年度 登米市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
4 災害復旧費	1 下水道施設災害復旧費	公共下水道施設災害復旧事業	1,280,372,277	537,945,695	742,426,582	73,240,418	815,667,000		626,753,000			188,914,000	入札不調(中止)によることや、東日本大震災による復旧・復興事業に係る事業の集中により労働需要が急増し、人員の確保に不測の日数を要したため。
		農業集落排水施設災害復旧事業	762,825,000	381,411,000	381,414,000	506,549,000	887,963,000	26,000,000	712,449,000			149,514,000	入札不調(中止)によることや、東日本大震災による復旧・復興事業に係る事業の集中により労働需要が急増し、人員の確保に不測の日数を要したため。
合 計			2,043,197,277	919,356,695	1,123,840,582	579,789,418	1,703,630,000	26,000,000	1,339,202,000			338,428,000	

報告第3号

平成24年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

平成24年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

平成24年度 登米市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金			
11	資本的支出	1 建設改良費	配水管整備	280,384,000	183,732,457	88,326,000	0	62,727,000	0	0	25,599,000	8,325,543	長沼ダム工事・国道改良工事・下水道災害復旧工事等との同一現場による遅延のため年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
			更新石綿セメント管	112,539,000	68,177,550	37,485,000	25,000,000	0	0	0	12,485,000	6,876,450	河川管理者との協議に不測の日数を要したことにより年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
			緊急時用連絡管	172,536,000	77,427,000	95,025,000	20,000,000	0	20,720,000	20,720,000	33,585,000	84,000	河川管理者との協議に不測の日数を要したことにより年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
			配水ブロック化	162,750,000	8,264,550	153,426,000	100,000,000	0	0	0	53,426,000	1,059,450	配水ブロックの基本計画策定に不測の日数を要したことにより年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
			災害復旧	51,915,000	46,204,600	4,095,000	0	0	2,768,000	287,000	1,040,000	1,615,400	市道・下水道災害復旧工事等との同一現場による遅延のため年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
計			780,124,000	383,806,157	378,357,000	145,000,000	62,727,000	23,488,000	21,007,000	126,135,000	17,960,843		

平成24年度 登米市水道事業会計予算繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金			
9	水道事業費用	3 特別損失 臨時損失	円 27,604,000	円 5,134,285	円 21,504,000	円 0	円 0	円 9,717,000	円 2,240,000	円 9,547,000	円 965,715	円 0	東日本大震災に伴い労働者の手配調整が困難になったことにより年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
11	資本的支出(繰越)	1 建設改良費 災害復旧	円 944,244,000	円 587,879,250	円 295,743,000	円 0	円 228,459,000	円 0	円 0	円 67,284,000	円 60,621,750	円 0	下水道災害復旧工事等との同一現場による遅延のため年度内に工事が完成しないことから、予算の繰越を行うもの。
計			円 971,848,000	円 593,013,535	円 317,247,000	円 0	円 228,459,000	円 9,717,000	円 2,240,000	円 76,831,000	円 61,587,465	円 0	

報告第4号

平成24年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

平成24年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

平成24年度 登米市病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	既収特財			
1 資本的支出	1 建設改良費	登米市民病院救急外来棟・地域医療連携センター建設事業	円 456,100,000	円 193,388,500	円 262,711,500	円 262,711,500	円	円	円	円	円	建設改良事業の工期確保のため。
		登米市民病院エレベーター改修事業	円 91,700,000	円 45,150,000	円 46,550,000		円 23,200,000		円 23,350,000			円
計			円 547,800,000	円 238,538,500	円 309,261,500	円 262,711,500	円 23,200,000		円 23,350,000			

議案第 81 号

登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について

登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 6 月 7 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給与の特例)

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年登米市条例第54号)第 2 条の市長等の期末手当の額は、平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間(以下「特例期間」という。)に係るものに限り、同条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、市長にあつては当該額に100分の30、副市長にあつては当該額に100分の20、病院事業管理者にあつては100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(教育長の給与の特例)

第 2 条 教育長の期末手当の額は、特例期間に係るものに限り、登米市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年登米市条例第56号)第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(職員の給与の特例)

第 3 条 登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号。以下「職員給与条例」という。)第 9 条第 1 項及び登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年登米市条例第218号。以下「企業職員給与条例」という。)第 4 条の規定により管理職手当を支給される職員(市長が別に定める職員を除く。)の管理職手当の額は、特例期間に係るものに限り、職員給与条例第 9 条第 1 項及び企業職員給与条例第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額(以下「管理職手当基礎額」という。)から管理職手当基礎額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未

満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、管理職手当基礎額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 82 号

登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 14 条を除く。)」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第 54 条第 5 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。)」を削る。

第 131 条第 4 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)」を削る。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの

割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の次に「(平成 9 年法律第 89 号)」を加え、「以下この項」を「当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「する場合には、」を「する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第 7 条の 4 中「附則第 5 条の 5 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号等」に改め、同条第 2 項中「附則第 15 条第 10 項」を「附則第 15 条第 9 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を「、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 22 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
附則第 17 条の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 18 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 22 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令

附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、「」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、「」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 7 条の 4、第 17 条の 2 及び第 22 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 7 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 22 条の 2 第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 25 年 1 月 1 日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第 23 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産

税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 平成 25 年 4 月 1 日前に新法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 10 条の 3 第 6 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第 83 号

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例について

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成
17 年登米市条例第 70 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成
17 年登米市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市過疎地域自立促進特別措置に係
る固定資産税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 25
年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第 3
条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）
前に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定に
かかわらず、施行日から起算して 30 日以内とする。

議案第 84 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 8.00」を「100 分の 8.32」に改める。

第 4 条中「100 分の 8.00」を「100 分の 9.00」に改める。

第 5 条中「19,500 円」を「24,000 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 3 及び第 23 条において同じ。）」を加え、「20,000 円」を「24,500 円」に改め、同条第 2 号中「10,000 円」を「12,250 円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 18,375 円

第 6 条中「100 分の 2.00」を「100 分の 2.99」に改める。

第 7 条中「100 分の 2.30」を「100 分の 3.30」に改める。

第 7 条の 2 中「5,400 円」を「8,400 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「5,600 円」を「8,600 円」に改め、同条第 2 号中「2,800 円」を「4,300 円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 6,450 円

第9条の2中「7,500円」を「8,300円」に改める。

第9条の3中「6,400円」を「7,200円」に改める。

第23条第1号ア中「13,650円」を「16,800円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「14,000円」を「17,150円」に改め、同号イ(イ)中「7,000円」を「8,575円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 12,863円

第23条第1号ウ中「3,780円」を「5,880円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「3,920円」を「6,020円」に改め、同号エ(イ)中「1,960円」を「3,010円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,515円

第23条第1号オ中「5,250円」を「5,810円」に改め、同号カ中「4,480円」を「5,040円」に改める。

第23条第2号ア中「9,750円」を「12,000円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「10,000円」を「12,250円」に改め、同号イ(イ)中「5,000円」を「6,125円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 9,188円

第23条第2号ウ中「2,700円」を「4,200円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「2,800円」を「4,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,400円」を「2,150円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,225円

第23条第2号オ中「3,750円」を「4,150円」に改め、同号カ中「3,200円」を「3,600円」に改める。

第23条第3号ア中「3,900円」を「4,800円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「4,000円」を「4,900円」に改め、同号イ(イ)中「2,000円」を「2,450円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

第23条第3号ウ中「1,080円」を「1,680円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「1,120円」を「1,720円」に改め、同号エ(イ)中「560円」を「860円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,290円

第23条第3号オ中「1,500円」を「1,660円」に改め、同号カ中「1,280円」を「1,440円」に改める。

附則第17項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 17 項の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の登米市国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 17 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 85 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「(前年 11 月末日を経過する時における基準割引率及び基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率及び基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市介護保険条例の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期

間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 86 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例

登米市道路占用料条例（平成17年登米市条例第198号）の一部を次のように改正する。
別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料、令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設、令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物、令第 7 条第 9 号に掲げる器具及び令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		時価に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		100
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	時価に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの	時価に 0.028 を乗じて得た額

令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	時価に0.016を 乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.011を 乗じて得た額
令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物	時価に0.02を 乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.011を 乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	時価に0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に0.02を 乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.028を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		時価に0.028を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国 道若しくは自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に 設けるもの	時価に0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に0.02を 乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.028を 乗じて得た額

別表備考6中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第 87 号

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

登米市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年登米市条例第 5 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

登米市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年登米市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「(前年 11 月末日を経過する時における基準割引率及び基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率及び基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 88 号

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例について

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年登米市条例第 30 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年登米市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して 30 日以内とする。

議案第 89 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免
に関する条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部
を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 24 年度分」の次に「及び平成 25 年度分」を加える。

第 4 条第 2 項中「及び平成 24 年度」を「から平成 25 年度」に、「平成 25 年 3 月末日」を「平成 26 年 3 月末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

登米市長 布施 孝 尚

記

- 1 相手方 市内在住 男性（身元保証人）
- 2 事件名 損害賠償請求反訴事件
- 3 事件の内容及び請求の趣旨

登米市は、元納税嘱託員による公金の横領金を回収するため、市の申立てにより相続財産管理人が選任され、財産の処分により配当を受け、債権等に法定充当したが、平成 22 年度分の債権等が一部未回収となり、同期間に元納税嘱託員の身元保証人となっていた相手方に対し、損害賠償請求を行った。その後、相手方から債務不存在確認請求訴訟が提起されたことから、損害賠償請求権を行使するため反訴の提起を行うものである。

反訴請求の趣旨は、相手方に対し、以下の判決並びに仮執行宣言を求めるものである。

相手方は、登米市に対し、金 923 万 7921 円及びこれに対する平成 24 年 12 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、相手方の負担とする。

- 4 事件に関する取扱い
 - (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第一審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第 91 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり新たに画するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
東和町錦織字 新二良根	東和町錦織字 二良根	16 の 1、17 の 1、19 の 1、19 の 2、20 の 1、21 の 1、22、23 の 1、23 の 2、24 から 27 まで、28 の 1、30 の 1、30 の 2、31 から 36 まで、37 の 1、37 の 2、38 の 3、38 の 4、39、40、41 の 1、41 の 2、42、43 の 3、43 の 4、44、45 の 4、45 の 5、47 の 1、47 の 2、47 の 3、47 の 4、47 の 5、47 の 6、47 の 7、47 の 8、47 の 9、47 の 10、48 の 1、48 の 3、48 の 4、49 の 1、49 の 2、50 の 1 の一部、50 の 2、50 の 4、51 の 3、51 の 4、51 の 5、52 の 4、52 の 5、56 の一部、57、60、62 の一部、66 の 6、66 の 8、66 の 9、69 の 1 の一部、69 の 5、69 の 6、70 の一部、71 の 1 の一部、73、74、75 の 2、75 の 4、77 の 2、77 の 3、79、80、82 の 1、83、84 の 1、84 の 2、84 の 3、84 の 4、85 の 4、85 の 5、85 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 地番については、平成 24 年 8 月 17 日現在において不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿に記録されているものである。

議案第 92 号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び同条第 9 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定及び変更するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 93 号

登米市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するものとする。

平成25年 6 月 7 日提出

登米市長 布 施 孝 尚